

平成 24 年 10 月 1 日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則(1971 年那覇市規則第 13 号。)第 13 条第 1 項の規定により公告する。

那覇市長 翁長 雄志

1 入札に付する事項

- (1) 件名 平成 24 年度 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内
- (5) 予定価格 ￥5,222,000 円(消費税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士にあつては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、3 人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
 - イ 土地家屋調査士法人にあつては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が 3 人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
 - ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札説明書の配布及び入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市 建設管理部 道路管理課(新都心銘苅庁舎 4 階 住所:那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号)備え付けの入札説

明書及び一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 配布及び提出期間 平成24年10月2日(火)から24年10月4日(木)の午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)。
- (2) 配布及び提出場所 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市 建設管理部 道路管理課(新都心銘苅庁舎4F)
電話番号 098-951-3237
(担当:管理グループ 小野原)
- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。

4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
3-(2)に同じ。

5 入札の方法

- (1) 郵便入札(一般書留、配達証明、配達日指定郵便のすべてを指定し郵送すること)。
- (2) 配達指定日 平成24年10月12日(金)
配達日を指定するためには、配達指定日の2日前までに郵便局での手続きが必要。
- (3) 宛先 〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
新都心銘苅庁舎 建設管理部 道路管理課
- (4) その他 直接持参又はファックスによる入札は不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路管理課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

9 その他

(1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表(特記仕様書の別紙2)を同封すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。